

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係
不利益処分名	徳島市食肉卸売市場における付属営業人の許可の取消し
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例
根 拠 条 項	第20条
連 絡 先	(電話 621 - 5245)
処 分 基 準	<p>第20条 市長は、付属営業人が次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第18条第1項の許可に係る業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認められるとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上第18条第1項の許可に係る業務を休止したとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)